



東北厚生局の組織図

東北厚生局在職者数
(令和7年4月1日現在)
191名(含非常勤職員)

東北厚生局長

次長



組織、業務の主な変遷

平成13年 1月

東北厚生局発足

- 東北地方医務局と東北地区麻薬取締官事務所を統合

平成15年 4月

- 組織改正により健康福祉部を設置し、総合衛生管理製造過程の承認に関する業務等を医薬局から移管
- 補助金業務の一部、管理栄養士国家試験等の業務を厚生労働省から移管

平成16年 4月

- 国立病院・療養所が、一部を除き、独立行政法人に移行したことに伴い、国立病院の管理・営繕に関する業務を独立行政法人国立病院機構本部北海道東北ブロック事務所に移管

平成20年10月

- 保険医療機関等の指導監査業務を地方社会保険事務局から移管

平成22年 1月

- 日本年金機構に対する各種認可業務の一部と社会保険審査官業務を地方社会保険事務局から移管

平成26年 4月

- 再生医療等安全確保法に関する業務を新たに所掌

平成27年 4月

- 年金記録訂正手続業務を、総務省年金記録確認第三者委員会から地方厚生局の地方年金記録訂正審議会に承継
- 看護師の特定行為研修に関する業務を新たに所掌
- 各種養成施設(一部)の指定及び監督等の業務を都道府県に移管

平成28年 4月

- 地域包括ケアシステムの構築に関する各都道府県に対する支援業務を新たに所掌
- 社会福祉法人の認可、監督業務を都道府県に移管

平成29年 4月

- 国家試験業務を民間に委託

平成30年 4月

- 中小企業経営強化法に関する業務、臨床研究法に関する業務及びあん摩マッサージ指圧師、はり・きゅう師の施術に係る受領委任契約等の業務を新たに所掌

令和 2年 4月

- 地域医療構想の達成に向けた取組の推進に関する業務、災害時における医療の確保の支援に関する業務及び医療法第五条の二の規定による医師の確保を特に図るべき区域で勤務した医師の認定に関する業務を新たに所掌
- 臨床研修病院の指定等の事務・権限並びに毒物及び劇物(原体)の製造業及び輸入業の登録の事務・権限を県に移譲

背景写真:岩手県 小岩井農場の一本桜